

田原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

I はじめに

1 ガイドライン策定の目的

田原市では、平成17年6月に「田原市安心して暮らすことのできる安全なまちづくり条例」を制定し、「田原市安心安全なまちづくり推進協議会」を中心に安全なまちづくりを推進しています。

犯罪の防止には、自ら犯罪の被害に遭わないように努めるとともに、日常的に防犯パトロールや声かけ活動を行うといったコミュニティ活動を行うことが効果的です。

その中で、防犯カメラは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすものです。

一方で、防犯カメラは、個人のプライバシーなどの人権が侵害されるのではないかという不安を感じる人もいます。

そのため、防犯カメラの設置に当たっては、適切な設置及び運用が行われる必要があります。

そこで、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する市民の不安を緩和するため、田原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定しました。

2 対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、公共交通機関をはじめ各種公共施設、小売店(コンビニ・スーパー・デパートなど)・複合施設などの商業施設、スポーツ・レジャー施設、宿泊施設、道路、公園、駐車場等、不特定多数の方が利用する施設や場所を、犯罪の防止目的として、継続的に撮影しているカメラで画像を記録する機能を有するものをいいます。

3 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条(個人の尊重)の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律」に定められている個人情報として保護の対象となっています。

防犯カメラは、犯罪の防止を目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取扱いには十分に留意することが必要です。

II 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1. 設置目的の設定及び目的外利用の禁止

設置者は、防犯カメラの設置目的(犯罪の防止等)を明確に定め、その設置目的を逸脱した利用を行わないようにします。

2. 撮影範囲及び設置場所等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。

そこで、設置者は、防犯効果が発揮され、かつ、住宅等の私的な空間や不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、撮影方向及び方法、設置場所並びに設置台数を定めます。

また、設置に当たっては、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得てください。

3. 防犯カメラを設置していることの表示

設置者は、だれもが防犯カメラが設置されていることを認識し、撮影されていることを意識できるよう、建物や施設の出入口等の見えやすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称や連絡先を分かりやすく表示することとします。このことは、犯罪を抑止する効果を高めることにもなります。(設置者が設置場所等から明らかな場合や連絡先を表示することに支障がある場合は、設置者の名称や連絡先を表示しないことができます。)

4. 管理責任者・操作取扱者の指定

設置者は、防犯カメラ及び画像の適切な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定することとします。

また、管理責任者は、自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等の業務を行わせます。

5. 設置者・管理責任者・操作取扱者が守るべきこと

設置者、管理責任者及び操作取扱者(以下「設置者等」という。)は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めましょう。

- (1) 撮影された画像を適正に管理すること。
- (2) 撮影された画像の利用・提供を制限すること。

- (3) 苦情に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

6. 秘密の保持

防犯カメラの設置者等は、防犯カメラによって人の容貌・姿態という個人情報的大量に収集し、管理することになります。したがって、設置者等は、記録された画像は言うまでもなく、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしないこととします。なお、設置者等でなくなった後においても同様とします。

また、防犯カメラ及び画像の管理及び運営に関する事務の全部又は一部の委託を受けた業者(委託を受けた外部者等)に対しても、画像から知り得た情報の漏えいや不当な使用をしないよう必要な措置をとることとします。

7. 画像データの保存・取扱い

個人の画像データが、本人の知らない間に社会に出回することは絶対に避けなければなりません。防犯カメラの画像データについても、外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行う必要があります。

(1) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、毀損、流出等の防止その他の安全管理を徹底するため、保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間(最大30日)とします。ただし、設置者等が犯罪・事故の捜査のために特に必要と判断するときは、保存期間を延長することができます。

(2) 画像データの厳重な保管

録画装置、画像データを記録した記録媒体(CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど)やパソコンについては、管理責任者や操作取扱者以外の視聴や盗難の防止のため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意しましょう。また、インターネットの回線等により画像の送受信を行う場合は、IDやパスワードを使用し、画像データの流出等に注意しましょう。

(3) 画像データの消去

画像データを消去しないで放置すると、個人情報が流出する危険性が高まります。保存期間の満了等により、保存の必要なくなった画像データは、破碎、裁断等の処理を行うなど、速やかに消去しましょう。また、処分の日時、方法等を記録しておきます。

8. 撮影された画像の閲覧・提供の制限

(1) 防犯カメラで撮影した画像については、プライバシーが侵害されることのないよう、設置者等は、次の場合を除き、他の目的での利用や他の者への閲覧・提供を禁止することとします。

ア 法令に基づく場合

「法令に基づく場合」とは、裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項)、弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合等をいいます。

イ 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

「市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合」とは、事件発生直後における緊急の犯罪捜査や、行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合

ただし、画像を提供する場合は、上記アに基づく文書によることとします。

(2) 画像の閲覧・提供に当たっては、相手先に身分証明書の提示を求める等身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておくこととします。

9. 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。なお、必要に応じて、あらかじめ、苦情対応担当者を指定したり、対応要領を定めたりしておきましょう。

10. 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの運用を含めた施設管理、警備等の業務を委託する場合は、このガイドライン及びⅢの設置・運用要領の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な運用を徹底することとします。

11. 保守点検

設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行います。また、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピュータウィルス対策に十分な配慮をする必要があります。

Ⅲ 設置・運用要領の策定

設置者又は管理責任者は、ガイドラインに基づき、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、利用目的や利用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ管理・運用要領等を定めることとします。

- (1) 設置目的
- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 管理責任者等の指定
- (4) 画像の漏えい、滅失、毀損、改ざん防止など画像の安全管理にかかる媒体の保管方法、保管期間及び消去方法
- (5) 画像の利用及び提供の制限
- (6) 苦情等への対応
- (7) その他必要な事項

【策定に当たっては、別添の参考例を参考にしてください。】

Ⅳ 田原市の支援

田原市では、安心安全なまちづくりの一層の実現に向けて、犯罪の予防及び地域の防犯力の向上を図るため、ガイドラインに適合した防犯カメラの運用要領を策定するなどの要件を満たし、自治会等が地区公民館や集会所等に新たに設置する防犯カメラに対し、予算の範囲内で補助金を交付して支援していきます。

Ⅴ おわりに

ガイドラインは、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図るため、防犯カメラを設置・運用される皆さま方に守っていただきたい基本的な事項をまとめたものです。個人のプライバシー保護や個人情報の適切な取扱いに十分な配慮をお願いします。実際の設置・運用に当たっては、このガイドラインを参考とされるとともに、必要に応じ有識者等の第三者に意見を求めるなどしながら、それぞれの利用目的や利用形態に合わせた適切な取扱いに努めてください。

防犯カメラの設置・運用要領（参考例）

自治会
〇〇〇〇〇 区 防犯カメラの設置及び運用に関する要領（参考例）
商店街組合

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇〇が施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇〇〇施設における犯罪防止や事故防止のために設置することとする。

3 設置の場所等

（1）設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇〇〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。

※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示。

（2）設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名、連絡先を記載することとする。

※表示例参照

4 管理責任者等

（1）防犯カメラの適正な管理運用を図るため管理責任者を置く。

（2）管理責任者は、△△△△とする。

（3）管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くこととする。

（4）操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。

※管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、（3）、（4）は不要。

5 画像の管理

（1）保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇〇〇とし、施錠を行うなどして、適正に管理する。

（2）立入制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。

（3）保存期間

録画画像の保存期間は、××日間とする。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は保存期間を延長することができる。

(4) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

6 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

ア 法令等に基づく場合

イ 個人の生命、身体又は財産を守るためやむを得ないと認める場合

ウ 捜査機関等から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておく。

7 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

【表示例】

防犯カメラ作動中

設置者〇〇〇〇

連絡先

(〇〇〇)

××××

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

平成 26 年 9 月 22 日策定

田原市 政策推進部 市民協働課

〒441-3421 田原市田原町南番場 30-1

電話：0531-23-3504

FAX：0531-23-0180